

# 米国の医療情報に関する個人情報保護に関する法規について

1

## HIPAA法(1)

- 正式名称はHealth Insurance Portability and Accountability Act、「医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律」
- 個人を特定可能な医療情報のプライバシーを保護する包括的な連邦法で、1996年に制定。
- HIPAAの業務管理簡略化に関する規則(Title II)
  - プライバシー規則
  - セキュリティ規則
  - データ処理及びコードセット規則
  - 国家プロバイダー認証規則
  - 実施規則

2

# HIPAA法(2)

- プライバシー規則(2002年8月)
  - 電子化された医療情報を扱う医療従事者(医師、看護師、薬剤師等)、医療保険者(HMO等)、医療情報データセンター(請求代行会社等)を対象
  - 個人の医療情報の保護の適切な取り扱い、医療情報の利用と開示についての条件と制限について規定
  - 個人が自身の医療記録の取得及び検証、修正要求の権利を規定
- セキュリティー規則(2003年2月)
  - 保護されるべき電子的な医療情報の秘密保持を確実にして利用するための業務的、技術的及び物理的なセキュリティープロセスを規定

3

## 最近の動向

### プライバシー規則とセキュリティー規則の融合

- 2008年12月  
Nationwide Privacy and Security Framework for Electronic Exchange of Individually Identifiable Health Information、「個人の特定が可能な医療情報の電子的交換のための全国規模のプライバシー及びセキュリティーの枠組み」  
(<http://healthit.hhs.gov/portal/server.pt/gateway/PTARGS 0 10731 848088 0 0 18/NationwidePS Framework-5.pdf>)
- 2009年2月  
米国経済再生法(American Recovery and Reinvestment Act of 2009 (ARRA))の一部として、Health Information Technology for Economic and Clinical Health Act、「経済的及び臨床的健全性のための医療情報技術に関する法律」を制定
- 2009年7月  
HHSのセベリウス長官がセキュリティー規則を公民権室(OCR)に委任  
(<http://www.hhs.gov/ocr/privacy/hipaa/administrative/srdelegationofauthoritytoocr.html>)

4